

一般社団法人 WeART 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 WeART と称し、英文では General Incorporated Association WeART と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、発達障害者がアートを通して本来有する人格、尊厳及び創造性を発揮し、地域社会への参画機会の確保及び促進に寄与するとともに、発達障害者及びその家族その他の関係者が抱える課題について広く社会の理解を深め、多様性を尊重した共生社会の実現及び福祉の向上に資することを目的とする。

また、発達障害の特性に対する理解を促進し、これに適切に対応できる人材の育成を図るため、地方公共団体、教育機関、福祉関係機関その他関係団体と連携し、教育及び啓発活動を行う。

当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 発達障害者を対象としたワークショップの企画及び運営
2. アートを通じた発達障害者の社会参加の促進及び支援に関する事業の企画及び運営
3. 作品の展示、講演会及び各種ワークショップの企画及び運営
4. アート作品及び関連商品の企画、制作及び販売事業
5. 企業等に対する研修、セミナー及びコンサルティング事業
6. 作品及び活動に関する広報及び情報発信事業
7. 寄付、募金及び人材の受入れに関する事業
8. 教材の企画、制作及び提供事業
9. 地方公共団体、教育機関及び福祉関係機関等と連携した事業の企画、実施、運営及び受託
10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同し、法人運営に参画する個人又は団体
- (2)スタジオ会員 当法人のアート活動及びワークショップ等に参加する個人又は団体
- (3)オンライン会員 オンラインを通じて当法人の活動に参加する個人又は団体
- (4)サポーター会員 当法人の事業を賛助し、その活動を支援する個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、サポーター会員については入会金を徴収しないことができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会費を2年以上に渡って納入していない会員は、理事会の決議を経て任意退会したものとみなす。

(除名)

第10条 第6条に定める会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第22条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法の社員としての地位を失う。ただし、未

履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなくてはならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

(役員の設置等)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。また、1名を副代表理事とすることができる。

3 理事のうち、若干名を業務執行理事とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第28条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会にお

いて別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

（取引の制限）

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- （1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - （2）自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - （3）当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては、第46条に定める理事会規則によるものとする。

（責任の一部免除）

第34条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（名誉会長及び顧問）

- 第35条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

（構成）

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

- 第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- （1）社員総会の開催の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - （2）規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - （3）前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - （4）理事の職務の執行の監督
 - （5）代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- （1）重要な財産の処分及び譲受け
 - （2）多額の借財
 - （3）重要な使用人の選任及び解任
 - （4）従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するための必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第34条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要を認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号において監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規

定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の抛却)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第47条 基金の募集、割当及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱い規定によるものとする。

(基金の抛却者の権利)

第48条 基金の抛却者は、前条の基金取扱い規定に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画及び収支予算等（事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成

し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第 2 号及び第 5 号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、一般法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 定款の変更、合併もしくは解散及び清算

（定款の変更）

第 5 3 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

（合併等）

第 5 4 条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第 5 5 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第 5 6 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法

第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第57条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第60条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第62条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

この定款は令和8年5月7日から施行する。